

秋田公立美術大学学生食堂業務委託仕様書

公立大学法人秋田公立美術大学（以下「甲」という。）において、厚生棟の学生食堂における飲食物の提供を行う事業者（以下「乙」という。）を公募型企画提案方式により選定するにあたり、当該企画提案に係る業務委託仕様を次のとおり定める。

1 委託業務名 秋田公立美術大学学生食堂業務委託

2 基本事項

- (1) 施設の名称 厚生棟学生食堂
- (2) 施設の所在 秋田県秋田市新屋大川町12-3
- (3) 学生数 478人（令和5年5月1日現在）
- (4) 役員・教職員数 118人（令和5年5月1日現在）
- (5) 施設の概要

	厚生棟 (894.84m ²)
	学生食堂
面積	123.11m ² (厨房等)
座席数	180
利用者数	75人/日 (令和5年実績) ※R5年4月～11月のうち 営業日数125日の平均

学生食堂の設備備品

<p>1階食堂</p> <p>6人用テーブル×6 4人用テーブル×20 2人用テーブル×4 イス×122 給茶器×2</p>	<p>1階厨房</p> <p>シンク×4 作業台大×6、小×2 ガスレンジ4口×1 1口×1 フライヤー2口×1 立体炊飯器 7升炊き3段×1 鋳物バーナー 1 ゆで麺器 丸口1 回転釜 1 オーブン 1 ドラフト洗米機 1 冷凍庫 1 冷蔵庫 1 プレハブ冷蔵庫 1 貯米庫 1 テーブルウォーマー 4口×2 ホットショーケース 1 包丁まな板殺菌庫1 食器洗浄機 1 食器消毒保管庫 1 棚（網棚）等</p>	<p>2階学生ラウンジ</p> <p>6人用テーブル×8 3人用テーブル×2 2人用テーブル×2 イス×58</p> <hr/> <p>2階厨房</p> <p>シンク ガス湯沸かし器 製氷機</p>
--	--	---

3 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）とする。

運営上乙の責めに帰すべき重大な問題が発生した場合は、甲は契約の解除を可能とする。

なお、委託期間には、学生食堂の開店に伴う準備および閉店に伴う現状復帰に要する期間を含むこととする。

4 仕様

(1) 基本的な考え方

利用者のニーズを把握し、サービスの向上に努めることを重点事項とし、乙が有するノウハウやアイデアを活用することで、利用者にとって魅力ある食事を円滑に提供し、学生生活の充実と来学者の利便性の向上を図る。

(2) 食堂業務について

ア 安全で栄養バランスに優れたメニューを提供すること。

イ 単品の組み合わせによる定食の提供など多様なニーズに応えられること。

ウ 学生が利用しやすい価格設定とすること。なお、メニュー価格の改定を行う場合は、事前に甲・乙間で協議のうえ、甲の承諾を得ること。

エ 学外者も魅力を感じるような営業を行うこと。

(3) 運営方法について

甲が必要と認めるときは、乙に対して書面で運営の改善を求めることができるものとする。その際は甲・乙間で協議のうえ、継続的な改善を行うこととする。

5 使用条件

(1) 営業開始予定日 令和6年4月3日（入学式の日）

(2) 営業日および営業時間

営業日は、土日祝日、夏休み（8・9月）、春休み（2・3月）、年末年始（12月29日～1月3日）および大学の休業日を除く毎日。なお、履修ガイダンスや集中講義、オープンキャンパスの実施等、甲が必要と認めたときは、大学の休業日等に限らず営業を行うこと。

営業時間は11:00から14:00までとする。

なお、必要に応じ甲・乙間で協議のうえ、営業時間を変更することを可能とする。

6 収入

本委託業務における収入は、すべて乙に帰属する。

7 危機管理

(1) 法令の遵守

乙は、建物・設備・備品の使用、従業員の管理および材料の仕入れ、保管、調理、残飯処理等、学生食堂の運営全般について、食品衛生法その他関係法令を遵守し、十分な安全確保と衛生管理を行うこと。

(2) 衛生管理および防火・防犯

乙は、毎日の業務終了後に、厨房の清掃を行うとともに、防火・防犯上の点検を行い、施錠をして退出すること。

(3) 報告

乙は、本委託業務において、食中毒、伝染病その他健康上の被害を与えたときや火災等の災害または犯罪が発生したときは、甲にその状況や対策等について直ちに報告すること。

8 経費負担

学生食堂の運営に必要な建物および設備（2(5)に記載のものに限る。）は甲が乙に提供する。

その他の経費負担は次のとおりとする。なお、乙が企画するサービスを提供する上で不可欠な設備・備品の導入については、別途協議する。

	項目	内容	甲	乙
1	光熱水費	食堂の運営に必要な電気、ガス、上下水道使用料	○	
2	空調費		○	
3	建物・建物附属設備の補修・維持費	原則として大学が負担 軽微なもの、乙に責めがある場合、乙の都合による改良のために修繕を行う場合等	○	○
4	学生食堂設備備品	設置	○	
		更新および修繕 (受託者に責めがある場合を除く)	○	
		日常管理、軽微な修繕		○
5	食堂什器備品・食器・消耗品	トレイ、食器の一部	○	
		貸与設備備品の他に必要となるもの		○
6	内線電話設置		○	
7	食堂ホール内清掃	床面清掃、ワックス掛け	○	
		テーブルや椅子の消毒等		○
8	厨房内清掃			○
9	防虫・防鼠		○	
10	精算システム設置	レジ、券売機等		○
11	廃棄物処理	生ごみ等		○
12	その他諸経費	人件費、原材料費、商品仕入費等		○

9 損害賠償

- (1) 乙は、貸与を受けた設備等を故意または重大な過失により破損し、もしくは滅失したときは、これにより生じた損害を甲に賠償すること。
- (2) 乙は、本委託業務において、その責めに帰すべき事由により、7(3)の健康上の被害または火災等の災害もしくは犯罪による損害を甲または第三者に与えたときは、当該被害者に対してその損害を賠償するとともに、その後の本業務の運営に関し必要な措置を講ずること。

10 その他

- (1) 本委託業務の他事業者への再委託は認めない。
- (2) 乙において店舗の改修等を希望する場合は、企画提案書で提案するものとする。ただし、工事については、甲と設計および施工上の協議をし、甲の承認を受けた後に乙の負担により行うものとする。
- (3) 乙は、使用する施設および設備備品に投じた改良および修繕によって生じた有益費、その他の費用を甲に請求することはできない。
- (4) この仕様書に定めのない特別な事情が生じた場合は、甲・乙間で協議し、定めるものとする。